

特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療費の受給者による指定医療機関追加の申請に関する取扱いの変更について

■ 令和4年4月1日以降は、特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療費の受給者による医療機関追加の申請が不要になりました。

■ 全国の都道府県及び政令指定都市が指定した指定難病・小児慢性特定疾病の指定医療機関であれば、受給者証に記載された疾患の治療のために受給者証を利用することができます。

ご案内

・令和4年4月1日以降は、受給者が医療機関追加の申請をしていない指定医療機関でも受給者証を利用することができます。

・令和4年4月1日以降も、新規申請の際には「受療を希望する指定医療機関の名称等」を記載していただきますが、受給者証の発行後、その記載をいただいた指定医療機関以外で受給者証を利用しようとする場合でも、医療機関追加の申請をしていただく必要はありません。

受給者証の取扱い

・現在発行されている受給者証をそのままご利用いただけます。

・宮城県が発行している受給者証には「難病法（児童福祉法）に基づき指定された指定医療機関において、本証に記載された指定難病（小児慢性特定疾病）の治療のために受診する場合に利用できます。」と記載しており、今回の取扱いの変更に際し、改めて受給者証の再発行等はいりません。

その他留意事項

・指定医療機関に指定されていない医療機関での受診等は、医療費助成の対象になりません。

・受給者証に記載された指定難病（小児慢性特定疾病）及びこれに付随して発生する傷病に関する医療のみが医療費助成の対象となります。

・指定医療機関については、宮城県のホームページに掲載している一覧で確認することができます。

◆ 宮城県のホームページ

難病 URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/tk-shiteikikan.html>

宮城県 難病 指定医療機関

検索



小児慢性 URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/sho-shiteikikan.html>

宮城県 小児慢性 指定医療機関

検索



指定医療機関の方へ

・これまで指定医療機関から、受給者に対し、保健所に対する医療機関追加の申請をご案内いただいておりますが、今後はこのような案内は不要になります。

【お問い合わせ先】

疾病・感染症対策課難病対策班 022-211-2465（直通）